

# 『国民健康保険』からのお知らせ

## ■「高齢受給者証」を送付します

8月1日から、国民健康保険に加入している70～74歳の方の「高齢受給者証」が新しくなります。新しい受給者証は、7月下旬にお送りしますので、お手元に届きましたら古いものは裁断して捨ててください。

## ■「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までです。引き続き必要な方は、7月31日までに、市民課国保年金係窓口で申請してください。

▼問い合わせ先 市民課 国保年金係

## ■「納税通知書」を送付します

7月中旬に納税通知書を世帯主宛てに送付します。

### ◆納入方法

- ・国民健康保険税は、7月から平成29年2月まで、8回に分けて納めていただきます。
- ・現金で納入する方は、納税通知書に記載されている金融機関又は、コンビニエンスストアで納めてください。
- ・口座振替の方は、確実に引き落としができるよう納期限の前日までに預金残高の確認をお願いします。
- ・新たに口座振替を希望される方は、市内金融機関又は税務課窓口でお申し込みください。

### ◆特別徴収（年金から天引きによる徴収）

特別徴収になっている方、新しく特別徴収になる方には、7月下旬に特別徴収（本徴収）開始通知書をお送りします。

▼問い合わせ先 税務課 市民税係

# 『後期高齢者医療保険』からのお知らせ

## ■後期高齢者医療保険「保険証」「認定証」の更新

8月1日から、後期高齢者医療保険に加入している方の「保険証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」が新しくなります。新しい「保険証」と「認定証」は、7月下旬に送付しますので、お手元に届きましたら古いものは裁断して捨ててください。

### ◆保険証（被保険者全員）

黄色から「桃色」に変わります。

### ◆限度額適用・標準負担額減額認定証（該当者のみ）

引き続き該当される方に送付します。ただし、適用区分の変更により送付されない場合があります。次に該当する方は、市民課国保年金係窓口で申請が必要です。

- ①適用区分が区分Ⅱで過去1年間の入院日数が91日以上となる方（領収証など入院日数がわかるものをお持ちください。）
- ②新たに認定を受けようとする方（市民税非課税世帯の方）

## ■「納入通知書」を送付します

### ◆普通徴収

7月中旬に納入通知書をお送りします。コンビニエンスストアでも納入できますので、納入期限内に納入をお願いします。

### ◆特別徴収

特別徴収（年金天引）になっている方、新しく特別徴収になる方には、9月に特別徴収開始通知をお送りします。

## ■保険料の改定

2年ごとの見直しにより、保険料率が次のとおり変更になりました。  
【均等割】40,347円→40,907円 【所得割率】8.10%→8.30%

## ■保険料の軽減判定

低所得者の保険料（均等割額）の軽減判定所得（5割軽減及び2割軽減）が引き上げられました。

▼問い合わせ先 市民課 国保年金係